

20歳 から 18歳へ

成人年齢の引き下げで 何が変わったの？

監修／横浜国立大学名誉教授 経済学博士 西村隆男



2022年4月1日から、民法上の成人*の年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。これにより20歳になるまでできなかった多くのことが18歳でできるようになり、中でも契約に関する事などは、私たちの生活にも大きな影響を与えます。成人として責任を持ち、豊かな消費生活を送っていくために、何がどのように変わったのかをしっかりと学んでおきましょう！

* 2022年4月より、民法上の「成年」年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。本誌では「成年」を一般的な表現である「成人」と表記しています。

山口市消費生活センター

Tel(083)934-7171

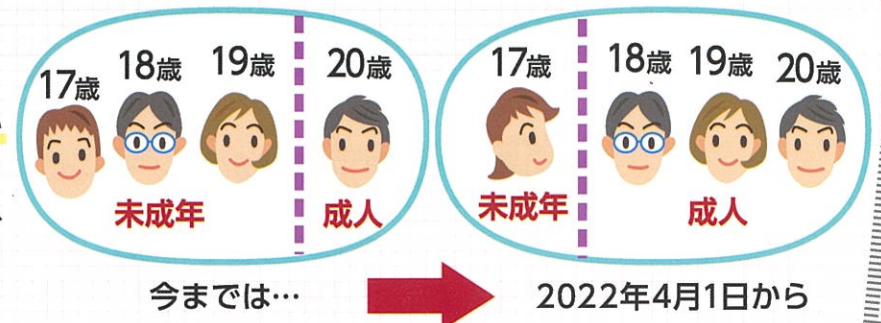
なぜ成人年齢が引き下げられたの

2016年に、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。これを機に、経済社会でも18歳を法律上の大人として扱った方がよいのではないかという検討がされるようになり、民法上の成人の年齢を18歳に引き下げるとい法律の改正が行われました。



いつから変わったの

2022年の4月1日からです。すでに18歳、19歳になっている人は、この日から成人となっています。



18歳になったら

親の同意がなくても
契約ができるようになります

その他に

変わること・**変わらない**こと

自分のクレジットカードが持てる



自分の名義のクレジットカードが持てるようになります。

ここに注意

クレジットカードは、支払いの際にクレジット会社に一旦立て替えてもらい、あとでお金を払うしくみです。使い過ぎると、クレジット会社から請求が来たときに支払えなくなってしまいます。

ローンが組める(借金ができる)



車などを購入する際にローンを組めるようになります。

ここに注意

借金をすると、元のお金に利息を加えて返済する必要があります。支払い総額が増え、返済のためにさらに借金を重ねてしまうこともあるので、軽い気持ちで借金をしてはいけません。

部屋の賃貸借契約ができる



自分で部屋を借りられるようになります。

ここに注意

若い世代の消費者トラブルに関する相談で最も多いのが、賃貸アパートに関するものです。部屋の賃貸借契約は決して安い金額の契約ではないので、慎重に行いましょう。

気をつけよう!

消費者トラブルにあわないために**覚えておきたいこと**

✓ 契約の取り消し制度がなくなる!

未成年の人は、消費者としての経験や知識がまだ浅いため、法律で保護する制度があり、法定代理人(親権者など)の同意がないまま結んでしまった契約は取り消すことができます。

この制度により、これまで18歳、19歳が結んでしまった契約は、「未成年だから」という理由で取り消すことができました。しかし、**18歳で成人になったら、契約を取り消すことはできません。**



✓ 自分で責任をもって契約をする!

契約するときは、契約書をすみずみまで読んで問題がないか、きちんと支払いができるかをしっかり確認して、責任をもって署名(あるいはウェブ上の承諾のチェックなど)を行いましょ。

ただし、万が一契約を結んでしまい問題が発生した場合でも、解決できる方法があるかもしれません。まずは**消費者ホットライン 188**(詳細は裏面へ)に相談してみましょう。



民事訴訟が起こせるようになる

民事訴訟は、刑事訴訟と異なり、個人間のお金の貸し借りやトラブルなどを裁判所が間に入って解決します。成人であれば、個人で解決できないトラブルを裁判所に訴えることができます。



性同一性障害の人などが性別変更の申し立てを行えるようになる

性別変更の申し立てを行える人にはいくつかの制限があり、このうちのひとつの「20歳以上であること」が、「18歳以上であること」に変わりました。



10年有効のパスポートが取れるようになる

日本には、5年、10年と有効期間の異なる2種類のパスポートがあり、未成年の人は5年有効のパスポートしか取得できません。18歳で成人になると、10年有効のパスポートが取れるようになります。



これまでと変わらないこと(20歳までできないこと)



- ① お酒を飲む
- ② タバコを吸う
- ③ 競馬、競輪などのギャンブルを行う

成人になると、悪質商法などのトラブルにあうリスクが高まります!

もしも困ったことになったら**188**へ(裏面へ)

もしもトラブルに巻き込まれてしまったら

消費者ホットライン^{いやや!}188に 相談しましょう

こんなとき

身に覚えのない
クレジットカードの
請求が来た



こんなとき

通販で注文した
ものと異なるもの
が届いた



こんなとき

アパートを退去
するとき予想外の
お金を請求された



消費者には「救済を受ける権利」があると消費者基本法で定められており、困ったときに相談できる窓口があります。それが消費者ホットライン188です。消費者トラブルに巻き込まれたら、ためらわずに相談しましょう。

消費者ホットライン188とは？

消費者トラブルに関する相談を受け付けている窓口で、電話をかけると最寄りの消費生活センター（休日の場合は国民生活センター）につながります。

※ 相談は無料ですが、通話料がかかります。窓口につながる前に電話口で案内があるので確認してください。



**\\すばやい対応がトラブルの早期解決につながります。/
困ったことがあったらまずは相談してみましよう！**